

CASBEE 評価認証業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社グッド・アイズ建築検査機構 CASBEE 評価認証業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社グッド・アイズ建築検査機構(以下「GE」という。)が実施する CASBEE 評価認証業務(以下「評価認証業務」という。)に係る手数料について、必要な事項を定める。

(CASBEE 評価認証手数料)

第2条 業務規程第15条に規定する評価認証業務に係る手数料の額は、次表に掲げるとおりとする。

申請建築物の延べ面積	用途	金額 (消費税別)
2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	単一用途	450,000 円
	複合用途	1 用途増える毎に 120,000 円を上記金額に加算
10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	単一用途	550,000 円
	複合用途	1 用途増える毎に 150,000 円を上記金額に加算
50,000 m ² 以上	単一用途	650,000 円
	複合用途	1 用途増える毎に 180,000 円を上記金額に加算

(再評価手数料)

第3条 GEが評価認証業務を行った建築物を再評価する場合は前条の表に記載する金額の70%とする。

(手数料の加算)

第4条 評価認証業務を遂行するにあたり、特別な調査費用又は出張費等が生じた場合は申請者の負担とする。

(再交付手数料)

第5条 GEが評価認証書を再交付する場合の手数料は、1通につき 10,000 円とする。

(附則)

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

制定：平成21年4月1日